

廿日市市地域包括支援センター運営業務委託に係るプロポーザルに係る質問内容と回答について

令和8年6月30日

廿日市市健康福祉部高齢介護課

(6月29日受付分)

番号	質問事項	質問内容	回答
1	<p>これまで他圏域の住民から相談には、以下の対応を行っているが、仕様書【はつかいち東部】7(2)ウの「適切な対応」とは、同様の対応と理解してよいか</p> <p>住民の了承を得た上で、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 窓口の場合 - タブレット端末で各担当包括支援センターへつなぐ・ 電話の場合 - 担当包括を案内する <p>※ 了承が得られない場合は包括東部が相談対応を行い、担当地域の包括支援センターにつなぐ</p>		<p>ご認識のとおりです。</p> <p>はつかいち東部は市と共有の施設へ設置することから、担当圏域外の相談も多くあります。</p> <p>質問事項に記載していただいたとおり、住民の立場に立って、適切に担当地域の包括支援センターに繋げていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、必要な場合は高齢介護課にご相談ください。</p>